

介護予防・日常生活支援総合事業 説明会資料

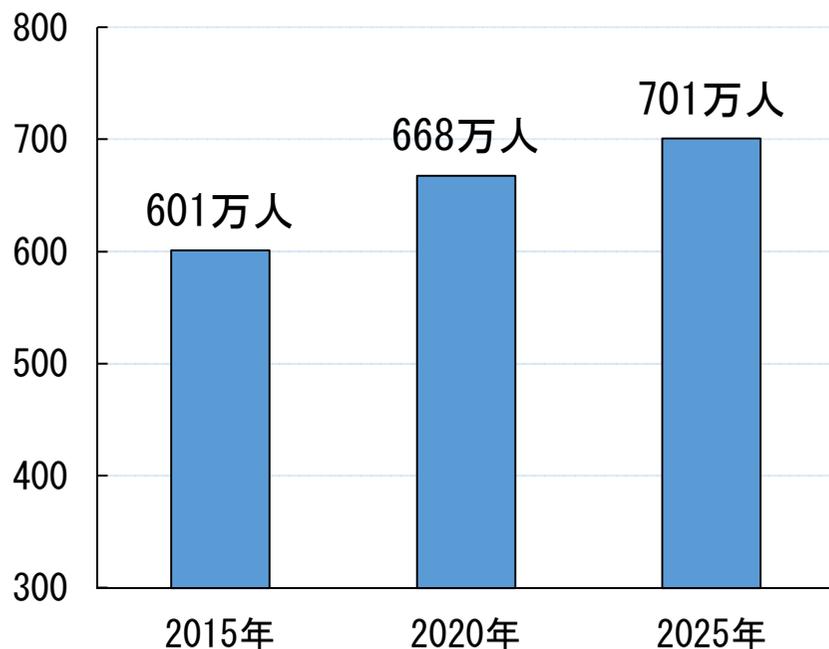
1. 超高齢社会と高知市の状況
2. 介護保険制度の改正
3. 総合事業の概要
4. 総合事業の対象者
5. 現行相当サービスの概要
6. 総合事業に向けた準備
7. 10月以降の新たなサービス
8. 介護予防ケアマネジメント
9. 地域ケア会議

1 超高齢社会と高知市の状況

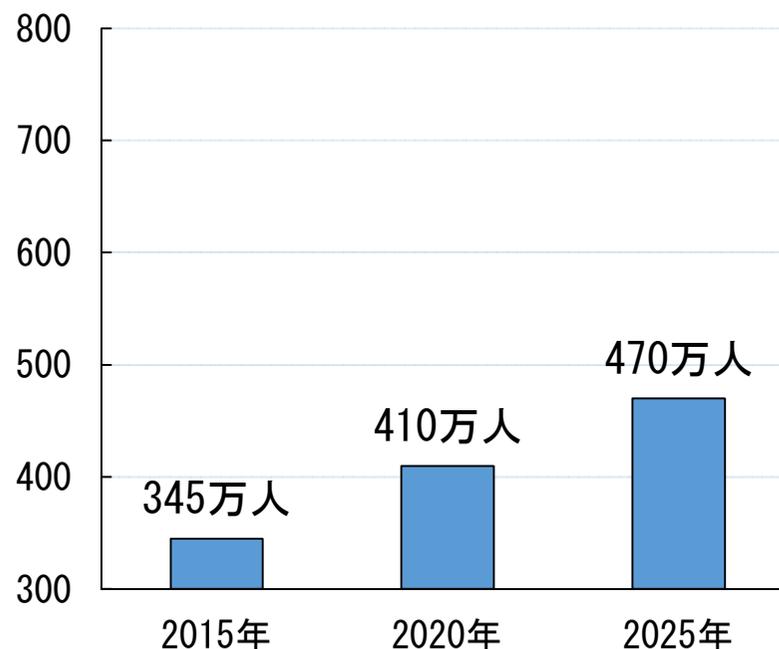
① 高齢者人口の推計（全国）

	2015年	2020年	2025年
65歳以上高齢者人口	3,395万人(26.8%)	3,612万人(29.1%)	3,657万人(30.3%)
75歳以上高齢者人口	1,646万人(13.0%)	1,879万人(15.1%)	2,179万人(18.1%)

② 一人暮らし高齢者の推計（全国）



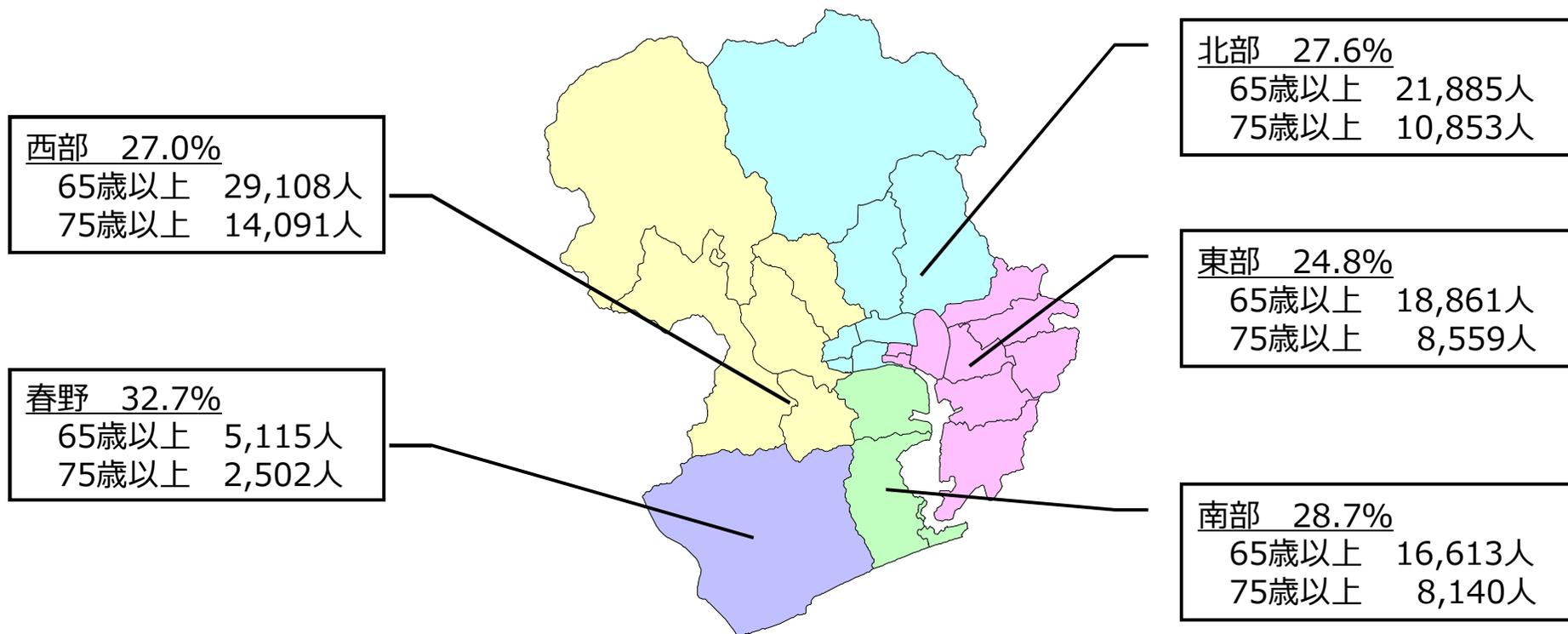
③ 認知症高齢者予想数（全国）



- 高齢者の絶対数はあまり変わらないが、後期高齢者が増えて、65歳未満は減る。
- ひとり暮らし高齢者はさらに増える。認知症高齢者も増える。

1 超高齢社会と高知市の状況

④ 2015年10月の高齢者数（高知市）



⑤ 2025年（H37年）の推計（高知市）

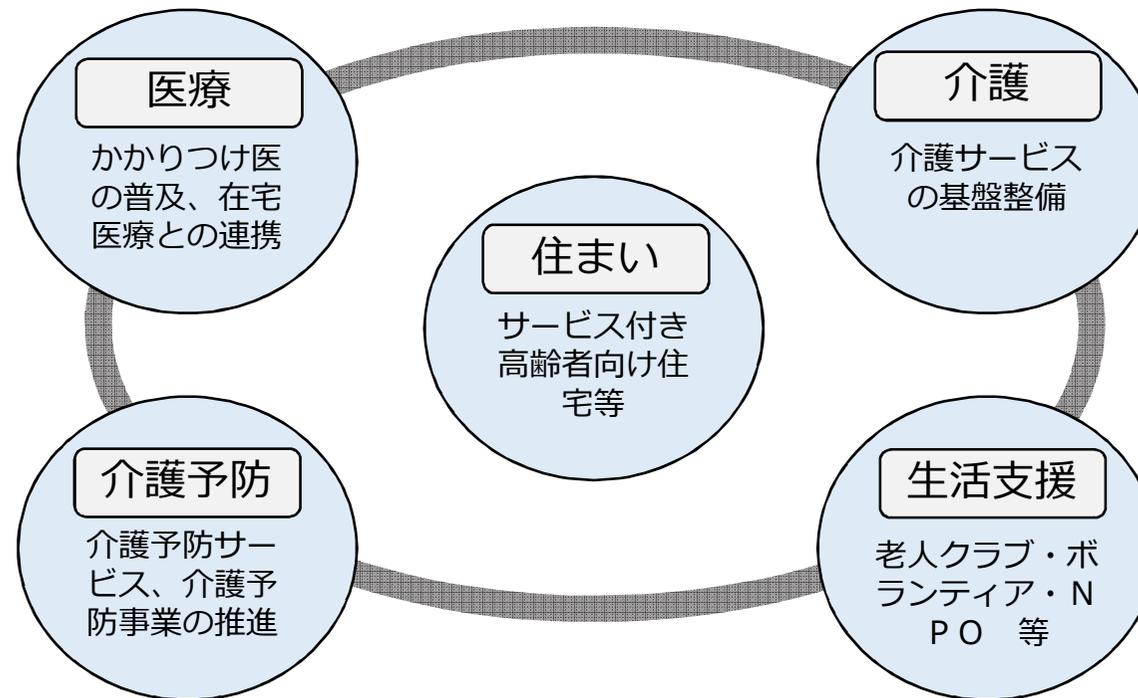
	2015年（H27年）	2025年（H37年）	
65歳以上人口	91,582人	95,286人	(+3,704人)
75歳以上人口	44,185人	55,414人	(+11,229人)
高齢化率	27.2%	30.2%	(+3.0%)
要介護認定者数	18,619人	22,050人	(+3,431人)

2 介護保険制度の改正

- 平成26年6月25日に公布された「医療介護総合確保推進法」により、介護保険法の一部が改正

① 改正の趣旨

- 2025年に向けて地域包括ケアシステムの確立を目指すもの。
- 高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするため、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援の連携の推進と充実化を図るもの。

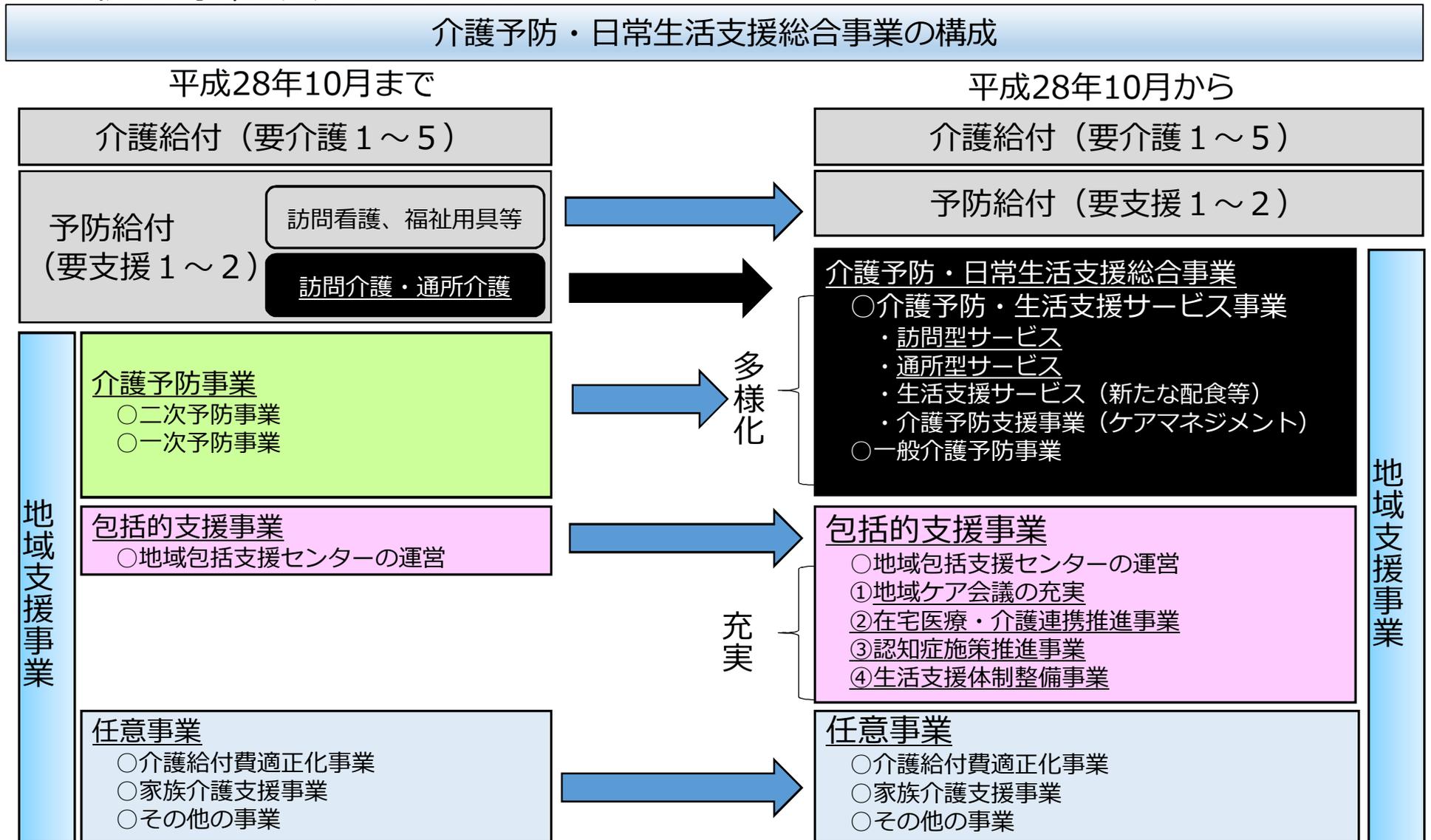


② 地域支援事業の見直し

1. 全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む「地域支援事業」へ移行
2. 「地域支援事業」に4つの新たな事業を追加

2 介護保険制度の改正

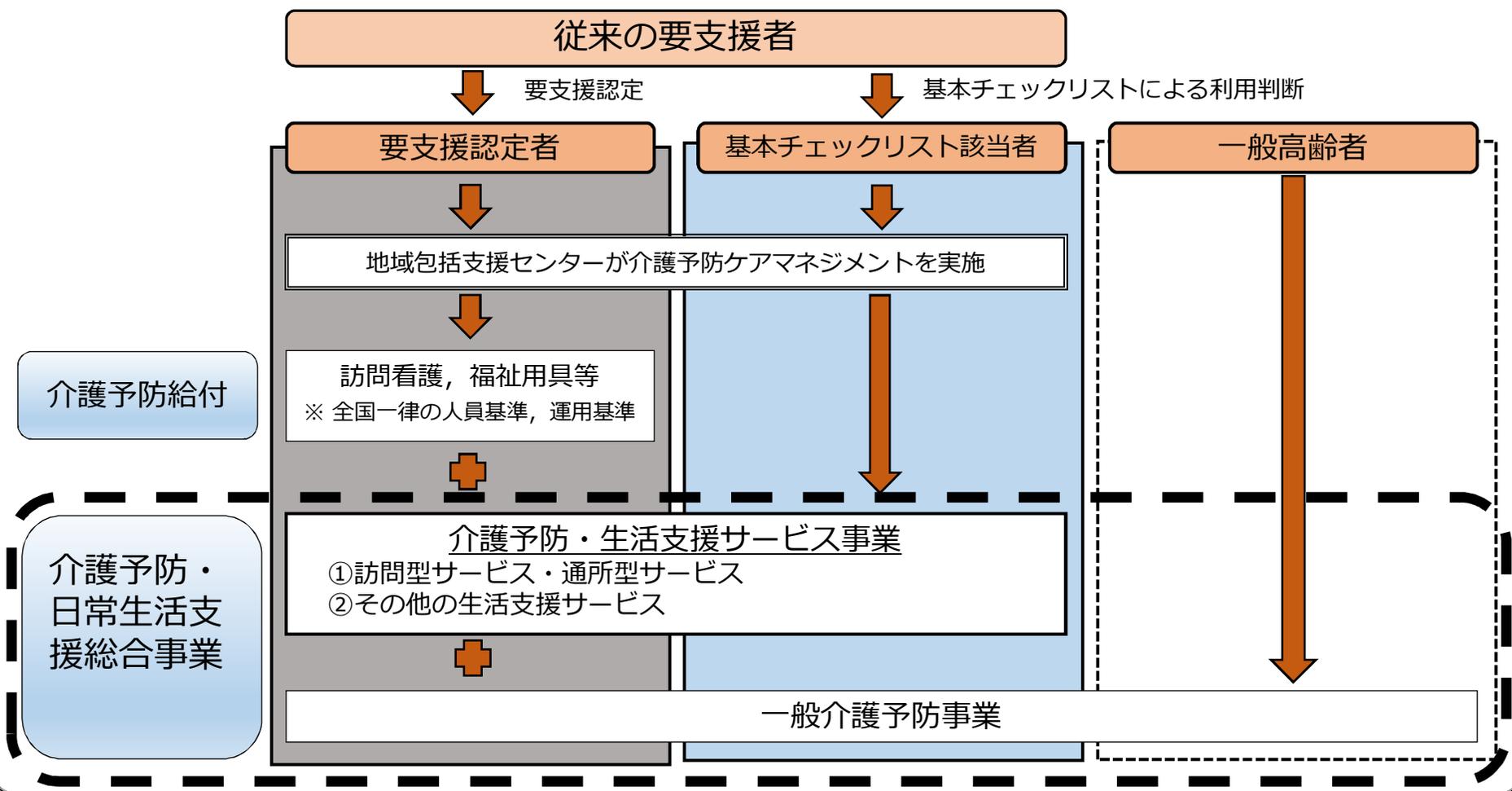
- 予防給付の訪問介護・通所介護が総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の訪問型サービス・通所型サービスへ移行します。
- 後期高齢者の増加，一人暮らしの高齢者の増加，認知症高齢者の増加に対応するため，①～④の新たな事業が追加されました。



3 総合事業の概要

① サービス利用の区分

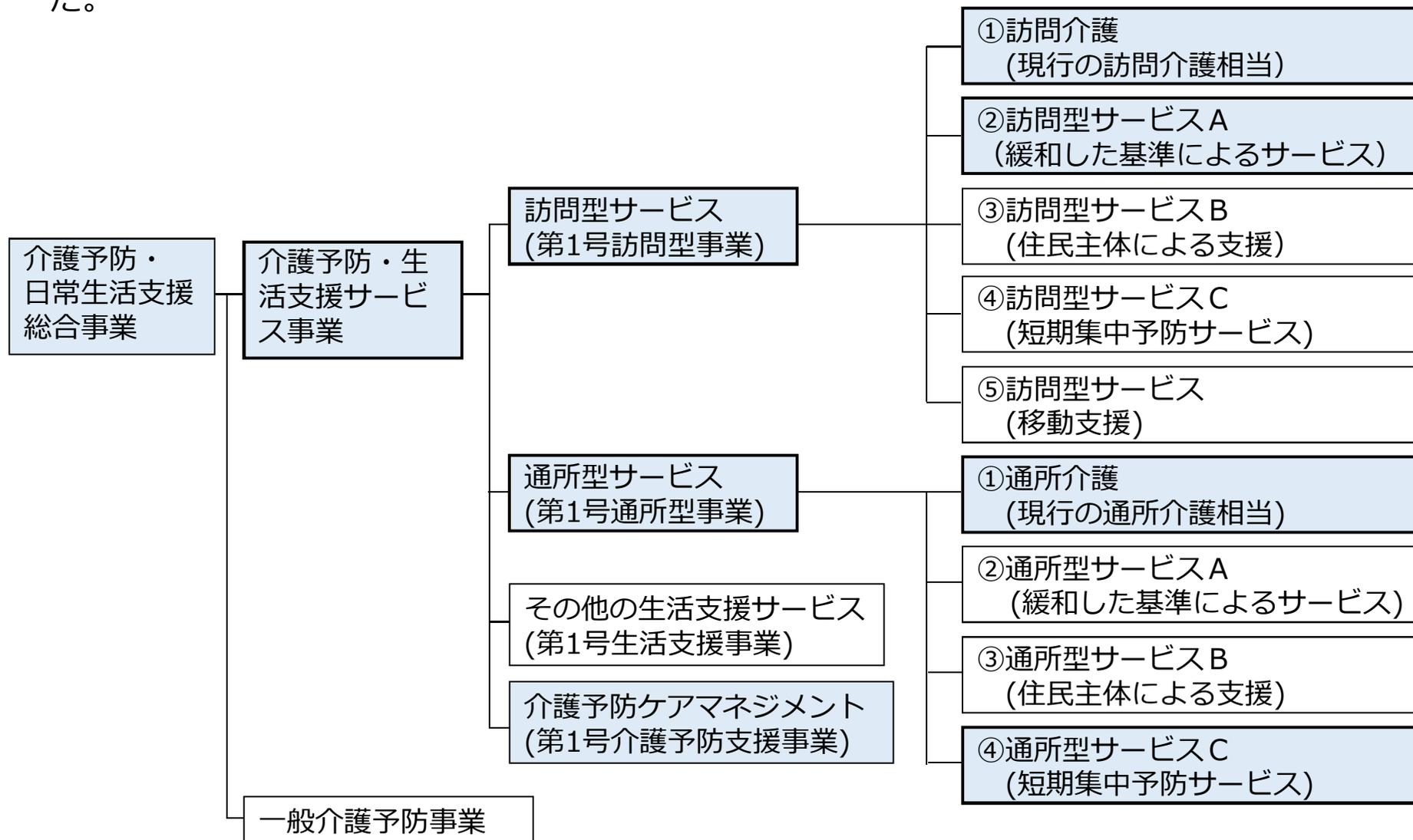
- 要支援1・2の方は、総合事業の訪問型・通所型サービスと訪問看護等の介護予防サービスを組み合わせ合わせた利用となる。
- 訪問型サービス・通所型サービスのみ利用する場合で、早期に利用することが必要な65歳以上の高齢者について、25項目の基本チェックリストによる判断と、地域高齢者支援センターのケアマネジメントによる利用手続きが可能となる（第2号被保険者を除く。）。



3 総合事業の概要

② 総合事業の構成及びサービス内容等

- ▶ 旧介護予防訪問介護・通所介護は総合事業へ移行し、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」（介護保険法に基づく第1号事業）に位置づけられた。



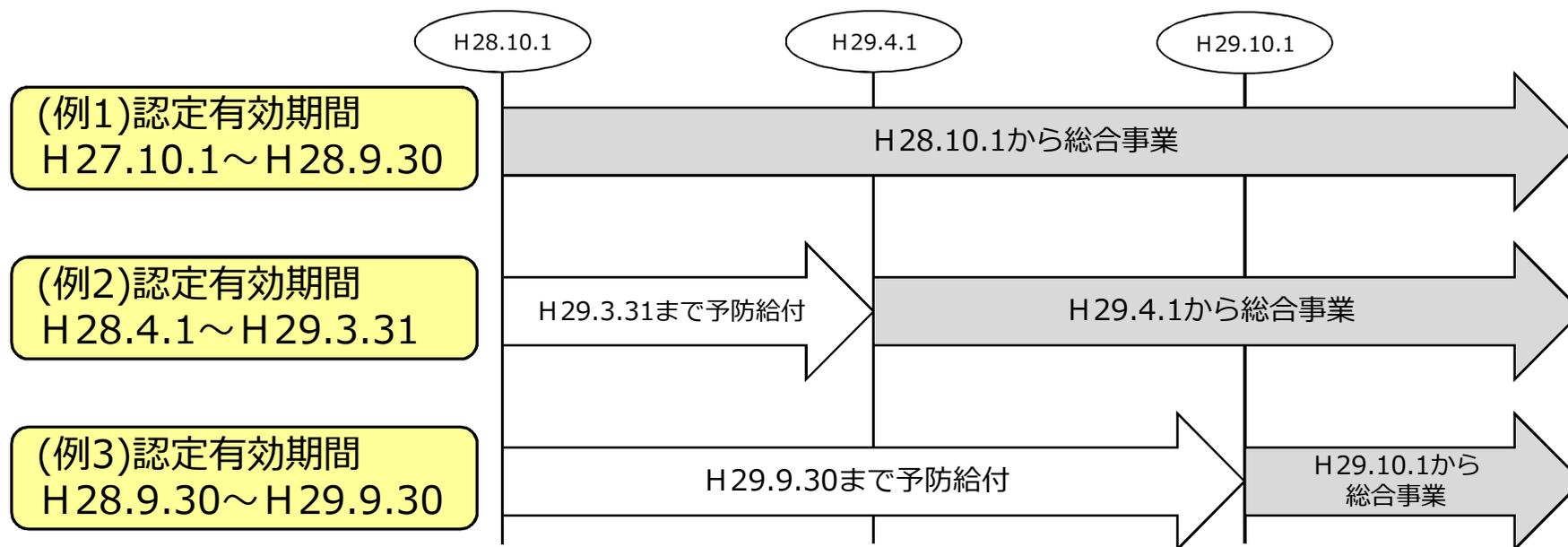
4 総合事業の対象者

① 対象者

①平成28年10月以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方
(認定有効期間の開始年月日が28年10月以降の要支援者)

②基本チェックリストにより事業対象者と判断された方

②の事業対象者だけが総合事業を利用する訳でなく、①の要支援者が総合事業を利用するケースが多数となる。



② 申請窓口

①新規認定申請, 認定更新申請 (介護保険課, 地域高齢者支援センター)

②基本チェックリスト (高齢者支援課, 地域高齢者支援センター)

4 総合事業の対象者

③ 基本チェックリスト

▶平成28年10月1日からは、基本チェックリストにおいて、次の機能や症状についてチェックを行い、①～⑦のいずれかに該当すれば、事業対象となる。

No	質問項目	該当する基準	
1	バスや電車で1人で外出していますか		①複数の項目に支障 (10項目以上に該当)
2	日用品の買い物をしていますか		
3	預貯金の出し入れをしていますか		
4	友人の家を訪ねていますか		
5	家族や友人の相談にのっていますか		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	②運動機能の低下 (3項目以上に該当)	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか		
8	15分位続けて歩いていますか		
9	この1年間に転んだことがありますか		
10	転倒に対する不安は大きいですか	③低栄養状態 (2項目すべてに該当)	
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか		
12	身長 cm 体重 kg (BMI =)	④口腔機能の低下 (2項目以上に該当)	
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか		
14	お茶や汁物等でむせることがありますか		
15	口の渇きが気になりますか	⑤閉じこもり (No16に該当)	
16	週に1回以上は外出していますか		
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	⑥認知機能の低下 (1項目以上に該当)	
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか		
20	今日が何月何日かわからない時がありますか		
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	⑦うつ病の可能性 (2項目以上に該当)	
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった		
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる		
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない		
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする		

4 総合事業の対象者

④ 利用者負担

- 介護給付の利用者負担割合と同様
- 原則 1 割負担，一定以上の所得がある方は 2 割負担
- 保険料を滞納している方が介護保険サービスを受けた時にとられる給付制限と同様の措置については，当面の間，適用しない。

⑤ 利用限度額

- 事業対象者は，予防給付の要支援 1 の利用限度額と同様。
 - ① 要支援 1 5,003 単位
 - ② 要支援 2 10,473 単位
 - ③ 事業対象者 5,003 単位
- 事業対象者が次に掲げる状態で，永続的な支援が必要と考えられる場合は，要支援 2 の限度額まで利用可能
 - ① 慢性心不全や腎不全等のため，食の管理や健康管理が必要な状態
 - ② 認知機能の低下により，生活障害が生じている（生じ始めている）状態
 - ③ 関節リウマチや緑内障等の改善が見込めない若しくは進行が予測される状態
- 上記の場合に該当すれば，地域高齢者支援センターから高齢者支援課へ「区分支給限度額変更届」を行う。

4 総合事業の対象者

⑥ 被保険者証の印字イメージ (要支援)

(一)		(二)		(三)	
介護保険被保険者証		要介護状態区分 ①要支援 2	要介護状態区分	番号	内 容
認定年月日 (申請対象者の場合は、基本申請日より1年以内)		②平成28年10月1日	認定年月日	住所	開始年月日
認定の有効期間		③平成28年10月1日 ～平成29年9月30日	認定の有効期間	氏名	終了年月日
居宅サービス等 1日あたり④10,473単位		区分支給限度額	居宅サービス等 1日あたり④10,473単位	生年月日	性別 男・女
認定審査会の意見及び サービスの給付額の決定		認定審査会の意見及び サービスの給付額の決定	認定審査会の意見及び サービスの給付額の決定	交付年月日	
高知市 				保険者並びに被保険者の名称及び印	
				居宅介護支援事業者 ⑤高知市〇〇地域高齢者支援センター	
				届出年月日 ⑥届出年月日H〇年〇月〇日	
				介護保険施設名	
				名称	
				種類	
				名称	

- ①要介護状態区分：「要支援1」or「要支援2」
- ②認定年月日：認定審査会の翌日
- ③認定の有効期間：原則1年 この欄が「平成28年10月1日～」となる人が対象
- ④区分支給限度額：5,003単位 or 10,473単位
- ⑤居宅介護支援事業者：地域高齢者支援センターの名称を記載
- ⑥届出年月日：介護サービス計画作成の依頼を届け出た日

必ず確認を！

5 現行相当サービスの概要

① 指定基準

- 事業所の指定基準（人員基準，設備基準，運営基準）は，現行の介護予防訪問介護，介護予防通所介護と同様。
 - 高知市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
 - 高知市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準

② 単価

- 1単位あたりの単価は，高知市の地域区分単価（1単位10円）
- 加算，減算は現在の介護予防訪問介護，介護予防通所介護と同様
- 1か月あたりの包括単位で計算（日割り請求については資料4参照）

③ 基本報酬

サービス種類	対象	内容	単位
訪問型サービス費Ⅰ	事業対象者 要支援1・2	週1回程度の訪問型サービス	1月につき1,168単位 (1日につき38単位)
訪問型サービス費Ⅱ	事業対象者 要支援1・2	週2回程度の訪問型サービス	1月につき2,335単位 (1日につき77単位)
訪問型サービス費Ⅲ	事業対象者 要支援2	週3回程度の訪問型サービス	1月につき3,704単位 (1日につき122単位)
通所型サービス費Ⅰ	事業対象者 要支援1	週1回程度の通所型サービス	1月につき1,647単位 (1日につき54単位)
通所型サービス費Ⅱ	事業対象者 要支援2	週2回程度の通所型サービス	1月につき3,377単位 (1日につき111単位)

5 現行相当サービスの概要

④ 指定申請等

①平成27年3月31日までに介護予防訪問介護，介護予防通所介護の指定を受けた事業者

平成27年4月1日に総合事業（現行の訪問介護相当・通所介護相当）の指定を受けたものとみなされています。

資料1 1-2-注

②平成27年4月1日から平成28年9月30日までに介護予防訪問介護，介護予防通所介護の指定を受けた事業者

平成27年4月以降に指定された事業者については，みなし指定の対象になりません。
平成28年8月末までの申請により，10月1日に総合事業（現行の訪問介護相当・通所介護相当）の指定を行います。

サービス名	事業所別	指定申請	サービスコード
訪問型サービス	みなし指定訪問介護事業者 (H27年3月31日までに指定)	不要	A 1
	新規指定事業者 (H27年4月以降に指定)	必要	A 2
通所型サービス	みなし指定通所介護事業者 (H27年3月31日までに指定)	不要	A 5
	新規指定事業者 (H27年4月以降に指定)	必要	A 6

6 総合事業への準備

① 定款、運営規程の変更

【みなし指定の事業者】

- 事業開始までに、定款上に総合事業についての記載が必要。
- 定款変更に伴い、運営規程も総合事業用に作成する必要がある。

【平成28年10月1日以降に介護予防・日常生活支援総合事業の指定を受ける事業者】

- 指定の申請時に定款・運営規程ともに総合事業の記載が必要。
- 運営規程は、現在利用している運営規程に総合事業を追加することで対応可能。

② 定款・運営規程変更の届出

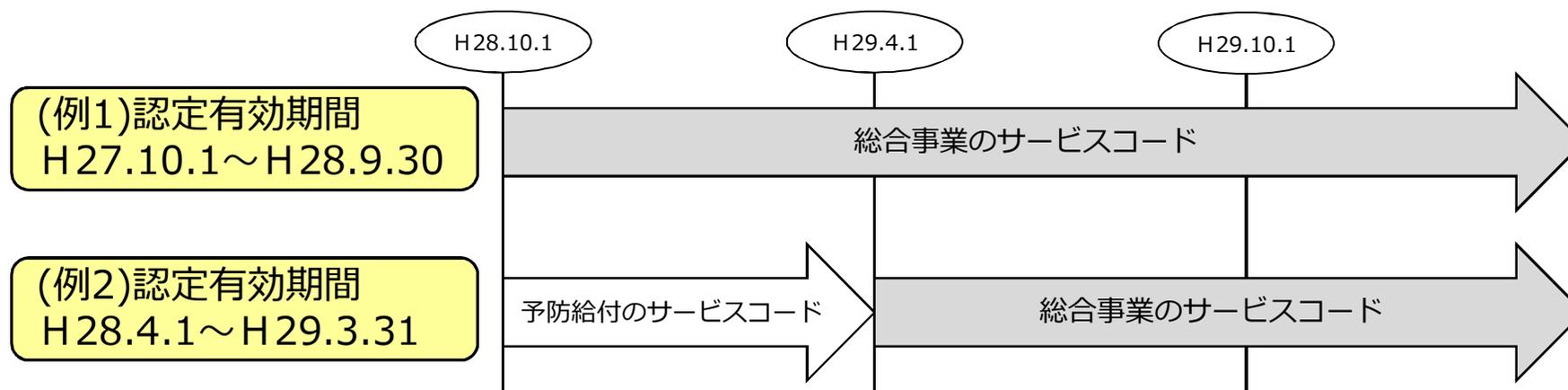
- 運営規程を総合事業単独で作成する場合、または現在利用している運営規程に総合事業を追加する場合のいずれも届出は不要。
- 但し、別途変更の届出がある場合、新たな定款・運営規程を添付し、届出を行う。

③ 契約書、重要事項説明書

- 総合事業へ移行した利用者、新規に総合事業を利用する利用者に対して、総合事業の契約書・重要事項説明書で契約を結びなおす必要がある。
- 事業者により記載内容が異なるため、各事業所において確認が必要。

① サービスコード

- 国保連合会に請求する流れは変わらないが、サービスコードが変更になります。
- 平成28年10月以降に認定の更新等により要支援認定を受け、総合事業に移行した方の訪問介護、通所介護については、高知市の総合事業のサービスコードでの請求となる。
- 認定の更新等までは、従前の介護予防訪問介護・介護予防通所介護のサービスコードを使用する。
- 移行期間中は、予防給付の方と総合事業の方が混在するので注意が必要！



- 総合事業は、市町村によってサービスコード、基準等が異なります。
- 高知市外の事業者が高知市の被保険者（住所地特例対象者を除く。）に対してサービスを提供する場合は、高知市の基準により、高知市のサービスコードを使用します。

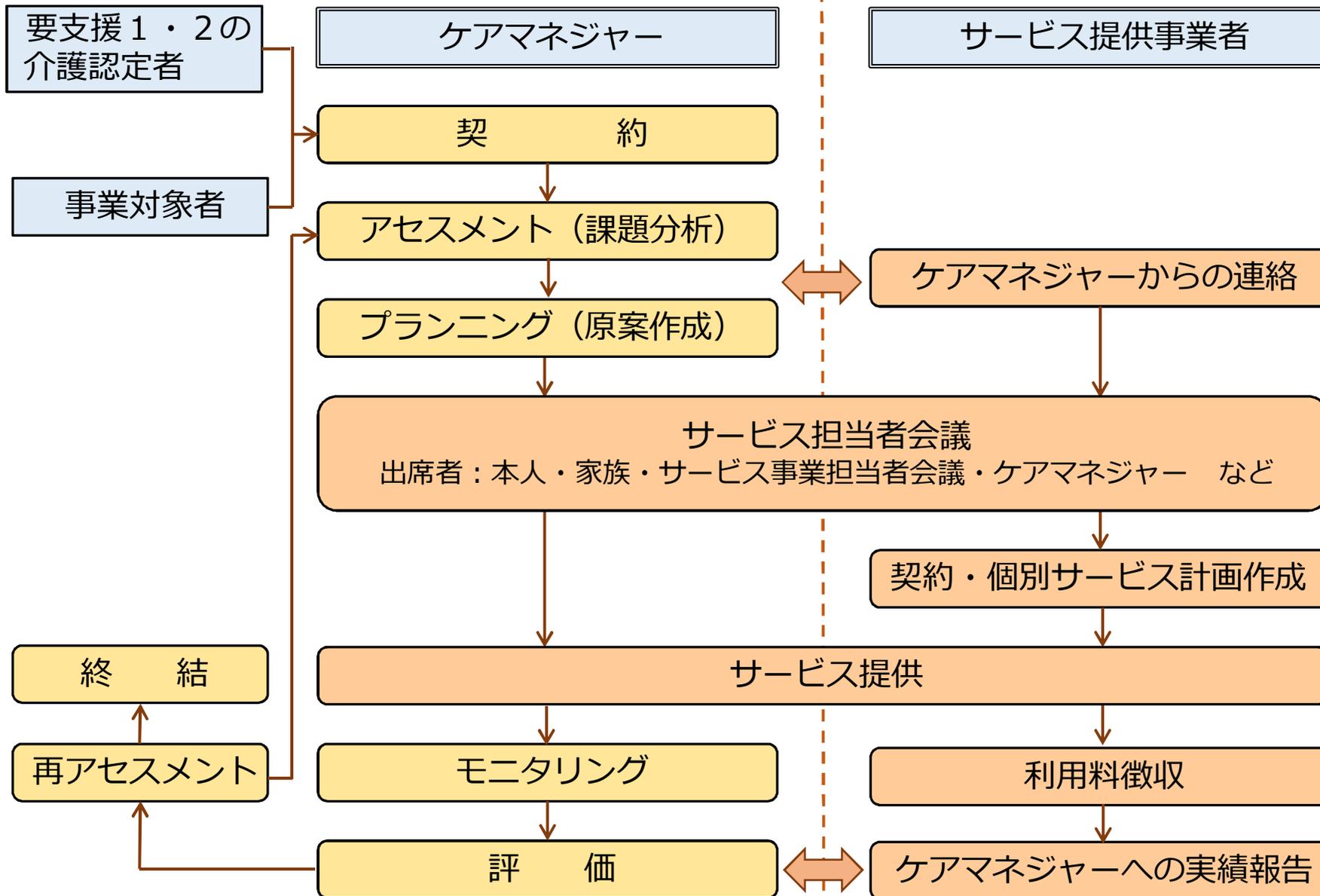
7 平成28年10月からの新たなサービス

1. 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供するため、平成28年10月から「訪問型サービスA」を設定。
2. 保健・医療の専門職が関与し、短期で集中的なアプローチにより自立につなげるため、平成29年中に「通所型サービスC」を実施。

項目	訪問型サービスA (基準を緩和したサービス)	通所型サービスC (短期集中予防サービス)
開始時期	平成28年10月	平成29年中
実施方法	指定	委託（プロポーザル方式を予定）
想定する実施事業者等	シルバー人材センター 等	通所介護事業者 等
サービス提供者	訪問介護員，一定のサービス提供に伴う研修受講修了者 等	保健師，看護師，社会福祉士，リハ職，機能訓練士等 を想定中
サービス内容	訪問介護員等による生活援助（掃除，洗濯，調理，買い物等）	<ul style="list-style-type: none"> ○閉じこもり予防・改善，地域の通いの場等へのつなぎを行い，自立支援を行う。 ○運動機能の改善・維持，健康管理支援 ○地域の通いの場等への参加支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の提案 ・活動場所との連絡調整 ・見学同行 等
基準等	週1回（月に5回まで） 200単位／1回・1時間 加算の設定なし	週1～2回 3～6ヶ月の短期集中サービス

8 介護予防ケアマネジメント

① ケアマネジメントの流れ



8 介護予防ケアマネジメント

② 実施主体

- 高知市地域高齢者支援センター
- 指定居宅介護支援事業所（地域包括支援センターからの委託による）

③ 介護予防ケアマネジメントの考え方

介護予防ケアマネジメントは、

介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」、
「要支援・要介護状態になっても、状態がそれ以上に悪化しないようにする」ため
に、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援するもの。

新しい総合事業における介護予防ケアマネジメントは、

利用者の生活上の困りごとに対して、単にそれを補うサービスをあてはめるので
はなく、利用者の自立支援につながるよう、「心身機能」、「活動」、「参加」に
バランス良くアプローチしていくことが重要。

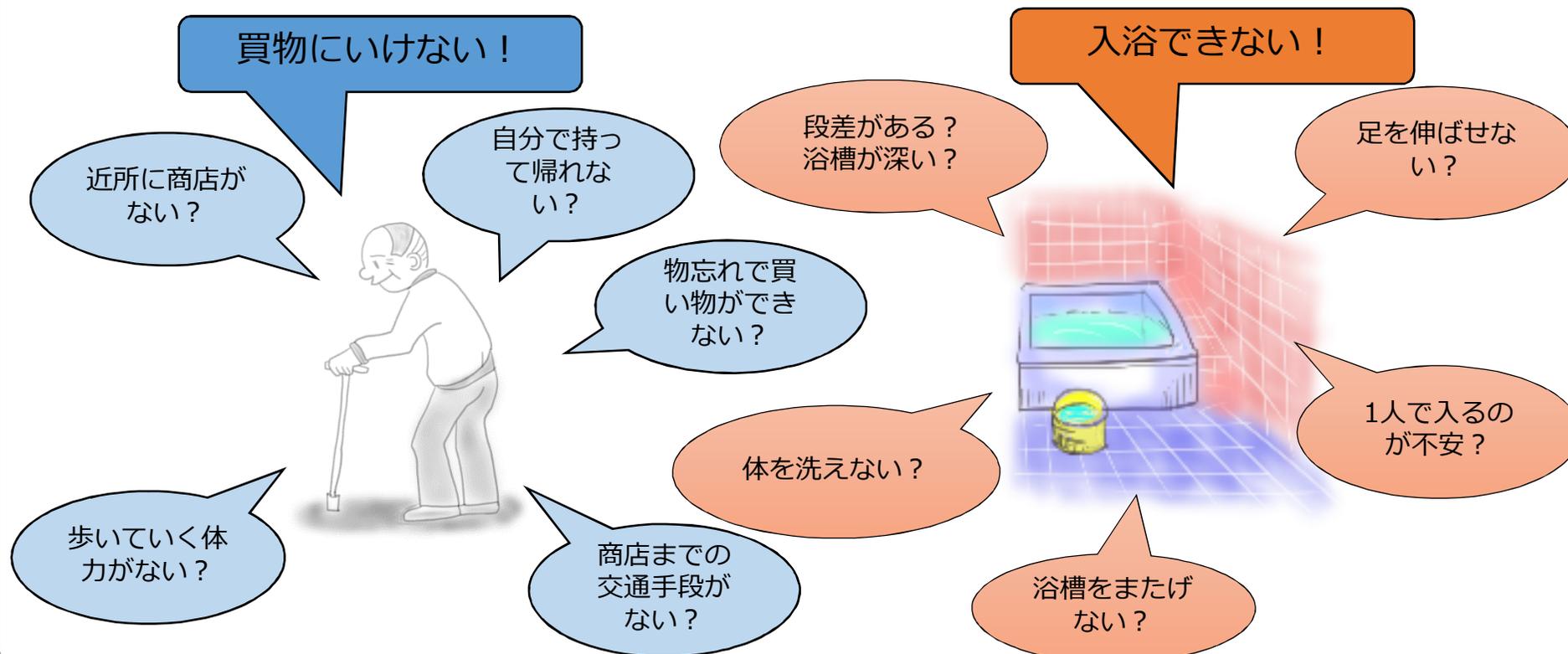
総合事業における介護予防ケアマネジメントは、より自立支援を
目指したものとなる。

9 地域ケア会議

① 地域ケア会議について

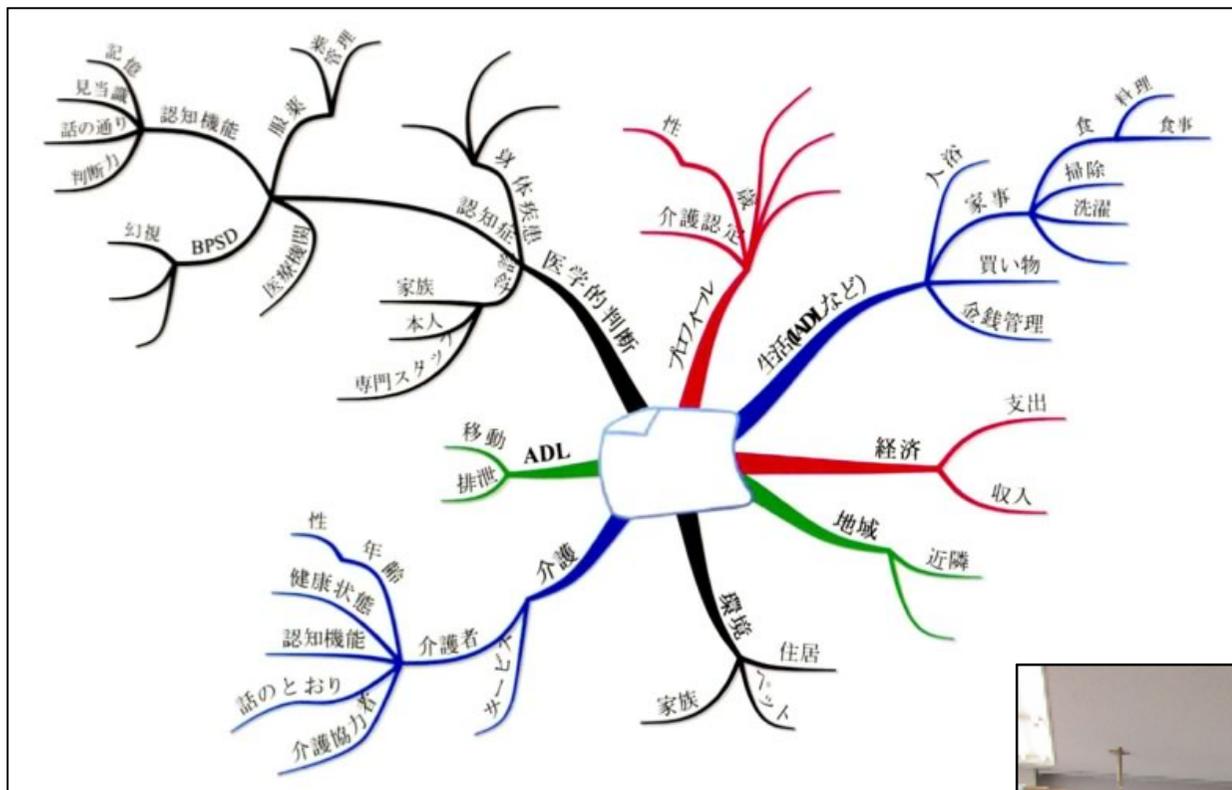
地域高齢者支援センターで平成27年12月から開催

- 高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援
- 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。
- 共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりにつなげる。



9 地域ケア会議

② 地域ケア会議



➤ 現在の利用者の状況，
本人・家族の意向，課
題，目標を「見える事
例検討会」方式で検討。

➤ ケアマネジャー，サービス
事業者，地域高齢者支援セ
ンター，リハ職等の様々な
職種で検討。



9 地域ケア会議

③ 地域ケア会議

【地域ケア会議の結果】

本人が望む暮らしは「入院前の生活に戻りたい」

自分で買い物に行き、夕食をつくり、自分で部屋を掃除したい。

でも、持久力が落ちて、スーパーまで歩ける自信をなくし、買い物袋を持って帰れる自信がない。

当たり前
ですが

介護サービスは永遠の居場所でも、永遠の友達でもありません。

本人の望む「入院前の生活に戻す」ことができるようサポートする場です。